

仙台市の財政の健全化に関する指標について

昨年成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(地方公共団体が財政の健全性に関する比率を公表し、当該比率に応じて、財政の健全化に向けて取り組むことを定めた法律)により、仙台市を含む全ての自治体は毎年度決算に基づき、財政状況について四つの指標(健全化判断比率)を算定することになりました。算定結果は、監査委員の審査に付したうえで、その意見を付けて市議会へ報告し、かつ公表することになりました。

また、四つの指標のいずれかが一定の基準を超えると、財政の健全化を図るための計画策定等が義務付けられるほか、借入金が制限されます。

四つの指標とは、市税等の使途が特定されていない財源に対する主に一般会計の赤字額の割合を示す「実質赤字比率」、公営企業や国民健康保険等の特別会計も含めた全会計の赤字額の割合を示す「連結実質赤字比率」、実質的な借金返済額の割合を示す「実質公債費比率」、地方債残高や自治体が設立した公社や第三セクター等の負債等の主に一般会計が将来負担しなければならない額の割合を示す「将来負担比率」です。

仙台市の平成19年度決算に基づいた、四つの指標及び公営企業の資金不足比率は、いずれも基準内となりました。

	平成19年度決算 仙台市算定結果	早期健全化基準 (仙台市の適用基準)	財政再生基準 (仙台市の適用基準)
実質赤字比率	—	11.25%	20%
連結実質赤字比率	—	16.25%	30%
実質公債費比率	13.6%	25%	35%
将来負担比率	159.4%	400%	
公営企業における 資金不足比率	下水道 — 自動車運送 7.0% 高速鉄道 — 水道 — ガス — 病院 — 中央卸売市場 —	(経営健全化基準) 20%	

会派別 議案等賛否一覧表

議案等 []内は議案番号	会派名 ()内は所属議員数						採決結果
	改革ネット・自民(20)	民主クラブ仙台(12)	きぼう(8)	公明党(8)	日本共産党(6)	社民党(6)	
一般会計歳入歳出 [81]					×	×	認定
特別会計歳入歳出 [81] ・都市改造事業 ・介護保険事業 高速鉄道事業会計 [84] ガス事業会計 [86]					×		認定
特別会計歳入歳出 [81] ・国民健康保険事業 ・公共用地先行取得事業 ・老人保健医療事業 ・母子寡婦福祉資金貸付事業 ・新墓園事業 下水道事業会計 [82] 自動車運送事業会計 [83] 水道事業会計 [85] 病院事業会計 [87]							認定
補予正算 一般会計(第2号) [88] 特別会計(第1号) [89] ・国民健康保険事業 ガス事業会計(第2号) [90]							可決
政務調査費の交付に関する条例等 [91] 公益法人等への職員の派遣等に関する条例 [92] 地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 [95] 火災予防条例 [97]							可決
市税条例 [93] 市営住宅条例 [94] 建築基準法の施行に関する条例 [96] ガス事業の設置等に関する条例 [98]					×		可決
その他議案 工事請負契約の締結に関する件(富沢小学校校舎新築工事及び(仮称)大野田第二児童館新築工事) [99] 市の境界変更の申請に関する件(多賀城市との境界の変更について申請するもの) [100] 市町の境界変更の申請に関する件(富谷町との境界の変更について申請するもの) [101] 市の境界変更に伴う財産処分の協議に関する件 [102] 市町の境界変更に伴う財産処分の協議に関する件 [103] 字の区域をあらたに画する件 [105] 町の区域の変更に関する件 [106] 市道路線の認定及び廃止に関する件 [107] 公の施設の区域外設置の協議に関する件(大衡村の区域におけるガス供給施設の設置に係るもの) [104] 特定事業契約の締結に関する件((仮称)新高砂学校給食センター整備事業) [108] 教育委員会の委員の任命に関する件 [109]							可決
議第4号 市議会会議規則の一部を改正する規則							可決
議員提案 意見書第7号、意見書第8号 議員派遣の件							可決

: 議案等に対して賛成 × : 議案等に対して反対 - : 棄権

意見書

市議会では、市政や市民の皆様
の生活にかかわりの深い事柄に
ついて改善等を求めるため、意
見書を国等へ提出することがで
きます。今定例会では次の二件
の意見書が可決されました。

《可決された意見書》
意見書第七号
安心で信頼のできる地域医療の
充実を求める件
意見書第八号
地方における消費者行政の充実
強化に関する件
以上の意見書の提出先は、国会・
内閣総理大臣ほかです。

可決された意見書の全文は
仙台市議会ホームページでご覧
いただけます。(ホームページア
ドレスは本ページ上部参照)

請願・陳情

市議会の活動の中に市民の
方々の要望や意見を市政に反
映させるための一つの方法と
して、請願・陳情制度があり
ます。
市議会に対して請願書を提
出する場合は、本市の議員の
紹介を必要とします。
請願は、所管の委員会で内
容を審査し、本会議で採択・
不採択の決定を行います。採
択された請願のうち執行機
関で処理することが必要なも
のは、これを市長等に送り、そ
の処理経過及び結果の報告を
求めます。
本市の議員の紹介のないも
のは陳情として受け付けます。
陳情の内容、形式等の要件が
請願に適合するものは、請願
と同様に取り扱いわれます。

お問合せ先 議会事務局議事課 電話 214-6167

編集後記

今年も残り少なくなりました。
この時期になりますと仕
事の上でのやり残した事や家
庭の中にも片付けてしまいた
い事など、様々な「事」に追
われてしまいます。
おそらく皆様もそうなので
はないでしょうか。そんな中
つつい自分自身の事は、後
回しになってしまふものです
よね。
さて、市議会も今月一カ月
で一年の全ての日程を終えよ
うとしておりますが、来年も
皆様の声がより大きく反映さ
れる市議会を目指して努力を
重ねてまいります。
どうぞ市民の議会にご支援
をお願い申し上げます。

平成二十年第四回
定例会は、十二月
三日開会予定です

本会議及び委員会等は、ど
なたでも簡単な手続きで傍聴
することができます。議会開
催日当日、議事堂までお越し
ください。
また、市議会では、議会テ
レビ中継を市役所本庁舎市民
のへや、各区役所・総合支所
ロビー、青葉区中央市民セン
ターにおいて行っています。
放映時間は午後一時 五時ま
です。どうぞご覧ください。
お問合せ先
▲傍聴▼ 議会事務局庶務課
二一四一六一六四
▲議会中継▼
議会事務局調査課
二一四一六一六九